兵庫県内の事業者の皆様 (飲食事業者を除く)

> 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部 本 部 長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症に係る施設等に対する要請等

引き続き、感染再拡大への十分な警戒が必要であることから、下記のとおり感染 防止策の徹底等を要請します。

ご理解、ご協力を賜りますようお願いします。

記

- 1 期 間 令和4年6月1日(水)から
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 要請内容 [特措法第24条第9項に基づく]

安調内合 [特指法第24条第9項に基づく]				
区分	多数利用施設	イベント関連施設		
種類・ 施設例	 遊技施設 [パチンコ屋等] 遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等] 商業施設(生活必需物資を除く) サービス業(生活必需サービスを除く) 	・劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等] ・集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等] ・ホテル・旅館(集会の用に供する部分) ・運動施設・遊技施設 [体育館、ボウリング・場、スポ゚ーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマ パーク、遊園地等] ・博物館等		
内容	- ・ハ、ハ開催制限の要件(※1)を準用した施設の運用を要請(施設で小、ハが開催される場合) ・入場者の整理、入場者への適切なマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請・業種別が小、ライン等に基づく感染対策の徹底を要請・酒類提供(※2)の場合は、「一定の要件」(※3)を満たすことを要請ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店等・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること			

※1 イベント開催制限の要件

区分	「感染防止安全計画」策定 (5,000 人超かつ収容率 50%超)	左記以外の催物
人数上限	収容定員まで	5,000 人 又は 収容定員 50%のいずれか大きい方
収 容 率	100%(「大声なし」が前提)	「大声なし」100%、「大声あり」50%

- * 収容率と上限人数のいずれか小さい方を限度
- *「大声」: 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること
- ※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。
- ※3 アクリル板の設置 (又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外の適切なマスク着用の推奨、換気の徹底

4 感染防止策の徹底

(基本的な感染対策)

- ・適切なマスクの着用(不織布マスクを奨励)、手洗いや手指消毒、ゼロ密(三密(密閉・密 集・密接)の回避)、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒
- ・飛沫のかかる物品・設備の共用や使い回しの回避、使用前後の消毒の徹底 (事業所での対策)
- ・在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の削減
- ・感染拡大地域への出張は、適切なマスク着用など基本的な感染対策を徹底し、感染 リスクの高い行動を避けること
- ・事業継続が求められる業種に係る業務継続計画(BCP)の確認、重要業務の特定、 体制の整備、必要物資の備蓄等の推進
- ・「居場所の切り替わり」(食堂、休憩室、更衣室、喫煙室、移動時の車内等)での適切なマ スクの着用の推奨、換気の徹底、従業員の体調管理など職場内での感染対策の徹底
- ※添付のメッセージ(「感染を広げない取組を継続しつつ地域のにぎわいを取り戻しま しょう!」) もご覧ください。

お問い合わせ先

- ◆兵庫県措置要請等相談窓口
- T E L:078-362-9480 受付時間:平日 9時~17時 ◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること) T E L:078-361-2501 受付時間:平日 9時~17時 ◆県ホームページ(施設等に対する要請等)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html